

八王子市戸吹第二最終処分場（仮称）建設事業の評価書概要

1 事業者の名称及び所在地

- (1) 名 称 八王子市
- (2) 代表者 八王子市長 黒須隆一
- (3) 所在地 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

- (1) 名 称 八王子市戸吹第二最終処分場（仮称）建設事業
- (2) 種 類 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都八王子市戸吹町において、一般廃棄物の最終処分場を建設するものである。

なお、本事業において埋立て処分をする一般廃棄物は、計画地に隣接する八王子市戸吹不燃物処理センターで破さい選別された、プラスチック、ガラスくず等の破さい不燃物である。事業の概要は表 1 に示すとおりである。

表 1 事業の概要

名 称		八王子市戸吹第二最終処分場（仮称）建設事業	
位 置		東京都八王子市戸吹町 1589 番地ほか	
規 模	面 積	全体面積	約 7.5 ha
		造成面積 (埋立地面積)	約 4.1 ha (約 2.4ha)
		残留緑地面積	約 3.4 ha
	埋 立 て 容 量 * ¹	約 271,000 m ³	
埋立て廃棄物の種類		破さい不燃物 * ²	
工事期間	第 1 期	平成 16 年度～平成 17 年度	
	第 2 期	平成 24 年度～平成 25 年度	
廃棄物埋立て処分	第 1 期	平成 18 年度～平成 26 年度	
	第 2 期	平成 26 年度～平成 34 年度	

注) *¹ 埋立て容量は、廃棄物の埋立て容量に覆土容量を含めた埋立て材の容量である。

*² 八王子市戸吹不燃物処理センターにおいて破さい選別された、プラスチック、ガラスくず等の一般廃棄物の破さい不燃物である。

4 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

地域の概況と事業の内容とを考慮して選定した予測、評価項目について、現況を調査し事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論の概要は、表 2 に示すとおりである。

表 2 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

環境影響 評価項目	評価の結論の概要
大 気 汚 染	<p>地形の改変に伴う一般粉じん（土壌粒子）の飛散し、降下する量について、粉じんが発生する可能性のある工事においては、種子吹き付け等による緑化により、粉じんを発生するおそれのある表土の露出を早期に養生するよう努めるとともに、散水等の措置を徹底することにより、粉じんの飛散を抑制することで、評価の指標とする「可能な限り粉じんの発生の防止に努めること」を達成できると考える。</p> <p>建設機械の稼働に伴う排出ガスの大気中における濃度についての日平均値予測結果は、最大となる地点は計画地の敷地境界であり、その最大は二酸化窒素が 0.036ppm、浮遊粒子状物質が 0.063mg/m³であり、評価の指標とする環境基準値（二酸化窒素 0.06ppm、浮遊粒子状物質 0.10mg/m³）を下回る。また、残土運搬車両の走行に伴う排出ガスについての日平均値の予測結果は、二酸化窒素が道路端において最大 0.046ppm であり、評価の指標とする環境基準値を下回る。浮遊粒子状物質は道路端において 0.106 mg/m³ であり、評価の指標とする環境基準値を上回るが、年平均値の予測結果に対する付加率は最大で 0.3% である。</p> <p>なお、無用なアイドリングはさけることや、朝・夕の時間帯及び混雑時は残土運搬車両の走行をさけるなどの環境保全措置により、排出ガスの低減に努める。</p>
悪 臭	<p>計画地の敷地境界での臭気濃度は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づく規制基準値である 10 未満、悪臭物質濃度は、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質に係る規制基準値以下となり、評価の指標を下回る。</p>
騒 音	<p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベルは、計画地敷地境界において、第 1 期工事開始 4 か月目が 73 デシベル、第 2 期工事開始 7 か月目が 75 デシベルとなり、評価の指標とする指定建設作業に係る勧告基準値（80 デシベル）を下回る。また、計画地北側の最寄り民家においては、第 1 期工事開始 4 か月目が 61～63 デシベル、第 2 期工事開始 7 か月目が 61～64 デシベルとなる。</p> <p>なお、建設機械の稼働位置等の状況により、仮囲いを設置するなどの環境保全措置を実施することにより、建設作業騒音レベルの低減に努める。</p> <p>残土運搬車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、道路端で 73～74 デシベルとなり、評価の指標とする環境基準値（70 デシベル）を上回るが、現状ですでに環境基準を上回っており、残土運搬車両の走行による道路交通騒音レベルの増加は 0.1～0.2 デシベルである。</p> <p>なお、運行台数の遵守などの環境保全措置を実施することにより、道路交通騒音レベルの低減に努める。</p>

水質汚濁	<p>日雨量 30mm での雨水調整池放流地点における浮遊物質の濃度は、濁水の状態に応じてぎょう集剤を使用することなどの処置を実施することにより環境基準値 (25 mg/l) 以下となり、評価の指標を下回る。</p>
地形・地質	<p>計画地の地山斜面は締まりの良好な地盤で、大規模な斜面のくずれや地すべりは発生していない。また、計画地の切土は標準切土のり面こう配に準拠すること、土えん堤の盛土は所要安全率を上回ること、逆T型コンクリートよう壁は十分な安定性を確保する構造とすること、雨水による侵食を防ぐ安定対策を必要に応じ実施することから、計画地において斜面及び貯留構造物の安定は確保されると考える。</p> <p>計画地の基礎地盤は、圧縮強度が高く硬く締まった土質からなり、十分な地耐力を有している。このことから、計画地において地盤の変形は生じないと考える。</p>
水文環境	<p>計画地内の土地の改変により、雨水流出量が現況に比べ第1期工事後に147.1%増加、第2期工事後に163.3%増加するが、計画地下流側に設ける雨水調整池は、30年確率降雨強度の降水量に対して十分な容量 (2,551m³) を確保する。また、緑化の推進などの環境保全措置を実施することから、大棚川へのピーク河川流量が著しく増加することはないと考える。</p> <p>大棚川全体の集水域面積に対して、計画地を含む谷部の集水域面積は約7.9%であり、本事業による埋立地などの人工改変面積は、大棚川流域全体に対して6.3%であることから、本事業の実施に伴う大棚川の流況が著しく変化することはないと考える。</p> <p>本事業により計画地内の沢流水や斜面からのゆう水は消失するが、大棚川のかん養域全体に対する改変面積の割合は約6.3%であるため、大棚川流域全体における地下水かん養量の変化は少なく、さらに緑化の推進などの環境保全措置を実施することにより、計画地周辺の地下水位の変化はほとんど生じないと考える。</p>
植物・動物	<p>植物・動物に対しては、それらの生息生育環境である植物群落の消失等に伴う影響が考えられる。本事業に伴いアカマツ群落の11%、コナラ群落の63%、放棄水田雑草群落についてはそのすべてが改変される。これにより、カンアオイ、サンコウチョウ、オオムラサキなど樹林性の動植物種の生息生育環境の一部が消失し、ミズニラ、トウキョウサンショウウオなど湿地性の種の生息生育環境が消失する。</p> <p>このため、樹林性の注目される動植物種が集中する尾根筋においては、樹林を可能な限り保全し、その連続性を確保する。また、緑化が可能なり面等については、アカマツ群落やコナラ群落を目標とする植物群落の再生に努める。一方、事業の性格上湿地（放棄水田雑草群落）の消失は避けられないが、湿地ビオトープにおいて、放棄水田雑草群落の再生を図るとともに、生息の回復が期待される種の生活史等を考慮し、水環境、水際植生及び周辺樹林を結ぶ地形の連続性の確保等に努める。</p> <p>以上により、植物・動物の多様性は確保されるものと考えられる。</p>

景 観	<p>計画地を可視できる領域は計画地北側の一部に限られることや、残留緑地を確保しスカイラインとしての尾根部を保全することなどにより、計画地周辺の地域景観の特性の変化を少なくできるものと考えられるが、代表的な展望地点からの展望では、人工的景観要素の出現に伴う景観の変化が生じるおそれがあるため、緑化などの環境保全のための措置を実施する。</p> <p>これにより、埋立て作業の完了後においては、改変区域のうち盛土のり面等の緑化可能な部分が低木及び草本群落が成立する緑地として回復するため、周辺丘陵部の樹林景観に調和するよう推移するものとする。</p> <p>以上のことより、周辺樹林景観への連続性を確保し、周辺の景観に調和するみどりの回復に努めることができるものとする。</p>
廃 棄 物	<p>本事業の実施に伴い、伐採樹木や建設発生土などの廃棄物が発生するが、再利用等に努めることにより、伐採樹木の排出量は発生量の約44%に、建設発生土の排出量は発生量の39%に抑える。</p> <p>以上のことより、評価の指標とした事業者の責務を果たせるものとする。</p>